# 福浜議員 要望項目一覧

#### 平成29年度6月補正分

### 要望項目 1 産科医院の血液検査に関する県立病院の支援について

県内の産科医院の中で、血液検査機器が院内にない医療機関が3件あり、いずれも民間の血液検査会社と提携して対応している。しかし、土日祝日は提携先が休みになることから入院中の母親の容態が急変した場合、血液データによる分析が出来ないため有効な処置方法が見いだせず、急性期・高度医療機関に救急搬送せざるを得ない、という不安を抱えているようである。

そのため、土日祝日も24時間対応可能な県立病院で、 血液検査を受け入れるよう要望する。こうした事例は頻繁 にはないと見込まれるが、血液データが手に入れば診療所 で処置できる可能性が高まる事から、救急搬送による患者 の負担がなくなり、母親の安心・安全の向上につながると ともに、受け入れ先の医療機関の負担減にもつながること から、検討をお願いしたい。 地域の周産期医療を守る観点から、可能な限りの協力を行う方向で検討する。

左に対する対応方針等

# 2 プログラミング教育の推進について

国のプログラミング教育(以下:P教育)推進の流れを受けて、本県では今年度、小学校教員等を対象とした研修会(年1回)と体験会(3地区×2回)が予算化された。次期学習指導要領の実施に先駆けた取り組みとして評価しているが、ICT、IOTに対応した人材不足に悩む本県の産業界に照らし合わせると、他県をリードする意気込みで人材育成のスピードアップが必要ではないかと考える。

現在、ICT 活用教育推進協働コンソーシアム(産業界、大学、県教委等)との連携で上記の事業も展開されているが、コンソーシアムには現場の小・中・高校の教員がメンバーに入っていないため、今後 P 教育を授業の中にどう落とし込むのか?具体的な検討を進めるにあたり、同コンソーシアムに下部組織を設けて検討を進めることをお願いしたい。

合わせて、P 教育の推進には高校の専門学科、とりわけ情報系・工業系学科の役割が大きくなると予想されるが、

小学校段階におけるプログラミング教育とは、プログラマーを育成するのではなく、児童の論理 的思考を高めることを目的として実施されるものであり、今年度は研修会、体験会を通じて、目的 や意義について、正しい理解を図るための取組を行い、次年度以降さらに授業例や教材等の収集、 発信するなど、段階的に準備を進めていくこととしている。

鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアムでは、産学官が連携し、将来の知識基盤社会で活躍できる人材を育成するための方策の検討とその実施に取り組んでいるところである。今後、教員と意見交換する場の設定についても、同コンソーシアムと相談してみたい。

また、小・中・高校生が連携したプログラミング教育の推進に関する取組については、学校現場の意向も確認しながら検討してみたい。

l	要望項目
I	高校生が小学生や中学生に教える事も可能と考えられる。
I	こうした小・中・高校が連携した P 教育の推進についても
١	<b>具体化をお願いしたい</b>

## 3 学校給食での食物アレルギー対策について

平成28年3月、県では学校における食物アレルギー対応の基本方針を示し、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供することとしている。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を取ること、調理場の施設設備・人員等に鑑みて無理(過度に複雑)な対応は行わないこと等が示され、この基本方針を元に各市町村教委でそれぞれの対応が行われている。

この内、鳥取市では、原因食物の中で卵と乳製品につい て完全除去した給食が提供されているが、生後1回でもア ナフィラキシー症状が出た児童生徒については、原因食物 が完全除去された給食であるにも関わらず提供しない事に なっている。アレルギーを持つ大半の児童生徒は、過去に ショック症状の経験があり、完全除去の給食が提供されて いるのに、それを食べることが出来ないという状況にあり、 該当の児童生徒の保護者から「全く理解出来ない」と不満 の声が挙がっている。万が一を考えての措置ではないかと 推測されるが、原因食物を完全除去した給食であるならば、 過去のアナフィラキシーの有無に関わらず給食を提供すべ きと考える。一方で、アナフィラキシー経験のない児童生 徒の保護者の一部からは「たまたま症状が出なかっただけ で紙一重だったかも知れない」との理由から、「完全除去給 食であっても万が一があるかも知れない」との不安を抱く 要因にもなっているようである。

そこで改めて県の主導で市町村対応の実態を調査し、保護者の不満や不安の解消に努めるよう市町村と協議し、改善を図っていただきたい。

#### 左に対する対応方針等

学校給食での食物アレルギー対策については、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を受け、「鳥取県学校における食物アレルギー対応基本方針」(平成28年3月 鳥取県教育委員会)を示し、安全性の確保、組織的な対応、施設設備等を鑑みた無理のない対応等を原則としている。

県としては、基本方針に沿った体制の整備や対応の充実を市町村にお願いしている。

市町村によって対応可能な品目や児童生徒数は異なる状況にあり、鳥取市においては、学校給食調理場の施設設備等の状況を踏まえ、組織的に現在の対応方針を決定し、対応内容の決定にあたっては、保護者への丁寧な説明に努めていることも聞いているが具体的な状況について、鳥取市に確認してみたい。